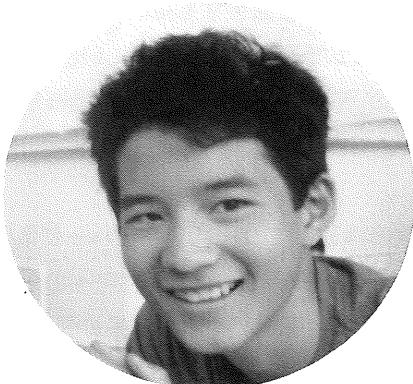




2010年度 事業報告

自 2010年4月01日

至 2011年3月31日



社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
(ISSJ)

2010 年度活動報告 (平成 22 年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
常務理事 大森 邦子

この冊子は 2010 年 4 月から 2011 年 3 月までの 1 年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan 以下 I S S J) が行った活動報告です。

今年度は国際結婚の破綻から来る子どもの奪い合いや面会権に関する 1980 年ハーグ条約「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」が新聞の紙面で取り上げられました。たとえ親が離婚しても子どもにとつては、父親は父親であり、母親は母親であるということから、両親に面会する権利が子どもにはあり、また親側にもわが子と面会する権利があるということです。ISSJにも、欧米から日本に妻と帰国したまま連絡がつかなくなった子どもを探して欲しいという依頼が増えています。日本では両親が離婚するときは父親か母親が親権者になるという単独親権制度になっていますが、欧米では離婚しても親権は両親が持りますので、こうした問題が起こります。

日本政府は現在この「1980 年ハーグ条約」の批准に向けて動き始めました。欧米の大使館や、海外のISS支部からISSJにも日本政府への働きかけをするようにと申し入れが来ております。1993 年ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」についても各国から日本政府に批准の申し入れが来ております。ISSJでは 10 年以上前から 1993 年ハーグ条約の批准の重要性を政府に訴えておりますが、こちらはまだ手付かずです。国際福祉の法整備について、日本は先進国には程遠く、途上国にも追いつかない状況にあります。それだけ問題がなかったということよりも、離婚や養子縁組は個人の問題であるという考え方からきているように思われます。しかし、子どもの視点から考えると、子どもの人権を守るため、また子どもの人生を守るためにには福祉の視点がとても重要になります。

日本は親権が強いため、子どもの人権よりも親の権利のほうが優先されているように感じます。しかし子どもが幸せな国が良い国ではないでしょうか。一人ひとりの子どもはそれぞれ幸せになる権利を持っていています。愛してくれる家族を持つ権利を持っています。ISSJはこれからも子どもにとって何が一番大切なことを常に見失わないように、役職員力を合わせて活動を続けて参ります。私達は常に子どもを守るという気持ちを忘れることなく、活動をして参ります。



| 相 談 事 業

1. 国際養子縁組

この事業は、財団法人JKAの補助金を受けて実施した。ISSJが援助する国際養子縁組は、養子と養親の国籍が異なる縁組であり、養子と養親に血縁関係がない縁組、親戚間の縁組、連れ子の縁組と大きく3つに分けています。いずれの縁組援助においても養子と養親が日本在住の場合、ISSJは養子と養親の両方をそれぞれ調査する。養子または養親が海外在住の場合、ISSJは彼らの居住地の認可養子縁組機関に調査を依頼する。養子の調査とは、実親の意思確認など養子候補者にとって養子縁組が最善策であるかを判断する一方、養親の調査では彼らが養子を迎える準備が十分にできているかを判断するもので、どちらの調査も縁組には必要不可欠である。養子が養親と同居開始後ISSJは養子の適応をモニターし、その後養子縁組裁判手続き、また養子、養親が外国に移住する際は渡航先国のビザ取得など一連の手続き援助を提供する。養子と養親の同居と縁組裁判が海外で行われる場合、ISSJは彼らの居住地の認可養子縁組機関と連絡を取りながら、養子縁組届出手続きなど日本で必要な援助を提供する。

血縁関係のない養子縁組では、ISSJを通して養子を迎えると希望する養親候補者の多くは外国人夫婦あるいは日本人と外国人など国際結婚夫妻である。ISSJは海外在住の養親候補者からの申請希望も受けているが、今年度、実際にISSJが援助し成立したのは米国とカナダ在住の養親である。しかしフランスやドイツといったヨーロッパ諸国からの問い合わせも多く、ここ数年フランス大使館やISSJドイツ支部を通してフランス、ドイツ在住の養親に日本から子どもが委託可能かどうか協議を重ねている。一方養子候補者は児童相談所を通してISSJに紹介されることが多く、年齢が高いなど国内での委託が不可能な子どもたちである。2010年には児童相談所から紹介された3歳の女児をカナダ人夫妻に委託することができた。

米国大使館のビザ統計から見ると、年間約30～40人の日本人乳幼児が養子として米国に渡っている。この背景には望まぬ妊娠・出産に悩む親がかなりの数存在すると推測できる。2010年11月在日米国大使館は日本から米国に養子として入国する子どもに与えるビザ審査の際、大使館が養子の親権者と面談し、直接意思確認をする新しい規制を設けた。この背景には実親の意思確認をしないまま子どもを外国人に委託する日本の斡旋機関があり、養子の委託後、実親から子どもを返して欲しいと訴える問題が起きているためである。本来ならば、日本国籍児の権利を守るために、日本の斡旋機関が行う養子縁組の質を調査検討するのは日本国役割でなければならないが、米国大使館がこの責任を肩代わりしている。1993年国際養子縁組に関するハーグ条約では養子はもちろんのこと実親や養親の権利や福祉を守る為の様々な規定がされている。しかし日本はこの条約を未批准の上、国際養子縁組に関する法的整備や規制がなされていないのが現状である。ISSJではウェブサイトの刷新に伴い1993年国際養子縁組に関するハーグ条約が規定している国際養子縁組手続きの必要性を広く訴え、また、昨今子どもを育てられない親達がネットや携帯で情報検索をする傾向が高まっていることに鑑み、携帯サイトを開設して、実親がより心理的負担が少なく子どもの養育に関する悩みについて相談できるようにした。今後も、米国大使館など関係機関と協力して、日本政府はじめ養子縁組に関わる人々にハーグ条約批准の重要性を訴えるとともに、ISSJの実績と援助について知ってもらう努力をこれまで以上に積極的に行っていくつもりである。

分類と解釈

ISSJで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子ども（日本人、外国人）を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）

今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	他	合計
フィリピン	94	40	5	3	142
タイ	34	10	7	0	51
上記以外	1	5	244	1	251
合計	129	55	256	4	444

本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組 Step			血縁関係のある養子縁組 Relative			血縁関係のない養子縁組 Non-Relative			合計
フィリピン	新規オープン	0	22	新規オープン	4	27	新規オープン	2	5	54
	前年度繰越	22		前年度繰越	23		前年度繰越	3		
タイ	新規オープン	2	16	新規オープン	2	8	新規オープン	0	3	27
	前年度繰越	14		前年度繰越	6		前年度繰越	3		
上記以外	新規オープン	0	0	新規オープン	1	2	新規オープン	18	67	69
	前年度繰越	0		前年度繰越	1		前年度繰越	49		
合計		38			37				75	150

Aの養子縁組は最近減少し、B、Cの養子縁組は増加の傾向にある。長年日本は子どもを国際養子縁組で送り出す国であったが、今では受入れ国もある。今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は444件、その中で29ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている121ケースを合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは150ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

本年度、国際養子縁組で関係した養子の国籍は、インド、エチオピア、韓国、スリランカ、タイ、タンザニア、中国、日本、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ミャンマー、ロシアなどがあった。養親に関するアフリカ、アメリカ、イギリス、イタリア、イラン、インド、ウクライナ、エチオピア、エルサルバドル、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、中国、ドイツ、日本、ネパール、ハンガリー、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミャンマー、ルーマニア、ロシアのケースを扱ったが、日本人とフィリピン人の夫婦、日本人とタイ人の夫婦が多かった。ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development：以下DSWD）および国際養子縁組審議会（Intercountry Adoption Board：以下ICAB）から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省（The Department of Social Development and Welfare：DSDW）とも密接な関係を築いている。

本年度養子縁組手続き完了数(2010/4/1～2011/3/31)

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	1	2	1	4
タイ	0	1	1	2
上記以外	0	0	1	1
合計	1	3	3	7

今年度は、連れ子養子縁組（Step）希望の養親のためのオリエンテーションは、3回6人、血縁関係のある養子縁組（Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは6回12人、血縁のない養子縁組（Non-Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは9回18人が参加している。今年度、養子縁組手続きが終了したのは、連れ子養子縁組（Step）1がケース、血縁関係のある養子縁組（Relative）が2ケース、血縁関係のない養子縁組（Non-Relative）が3ケース、合計6ケースである。手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのワーカーは養親希望者をサポートし続けている。養子縁組成立後の親子関係に対するサポートはそれ以後も必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援も行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうよう養子縁組を援助した家族にクリスマスカードを送っている。本年も養子縁組を援助した家族から成長した養子の写真付の多くのクリスマスのカードが寄せられた。



ケース 1

国際養子縁組で新しい家庭を持ったケース －Non-Relative Adoption－

ISSJは日本に暮らすドイツ人夫妻に3歳の男の子を委託した。男の子の実母は自称中国人で病院で駆け込み出産をした後、黙って姿を消してしまった。病院から通報を受けた警察、児童相談所を通じて男の子は乳児院に措置された。児童相談所は引き取りの見込みがない男の子の里親委託を試みたが、里親が見つからないまま3歳になり養護施設に移された。このまま施設で成長するより、国際養子縁組で家族を与えたい、との思いから児童相談所は男の子の養親候補者の選定をISSJに依頼した。

ISSJは男の子の児童調査を実施し、養親候補者として承認していたドイツ人夫妻にこの男の子をマッチングした。夫妻には男の子より8ヵ月年上の長男がいた。夫妻は長男と一緒に1週間、男の子の暮らす養護施設近くのホテルに宿泊し、毎日施設に通い、男の子と時間を過ごしたり、外出したり、ホテルに外泊をさせるなどして、男の子との間に信頼関係を築いていった。様々な場面で長男が優しく男の子をリードし、男の子も長男を「おにいちゃん」と慕い、2人はすぐに仲良くなった。長男の存在が男の子の警戒心を和らげ、この家族への愛着形成を助けたといえる。1週間のホテル滞在を終えた夫妻と長男は、児童相談所と養護施設の職員に見送られ、男の子を連れて自宅に戻り、男の子との同居生活を開始した。

男の子は長男と共に保育所に通い、新しい環境での生活にも順調に適応していった。6ヵ月間の適応期間中にISSJは3回の家庭訪問を実施し、調査を行いながら、新しい家族の成長を見守った。その後、夫妻はISSJの支援を得て男の子との特別養子縁組を家庭裁判所に申立てた。その後、家庭裁判所から特別養子縁組の審判が出されると、夫妻は男の子の氏の変更も申立てた。養子縁組が終了した後、男の子は家族と共にドイツをはじめ、ヨーロッパ各地を旅行したり、夏休みをフィジー諸島で過ごしたりと、様々な経験を通して、大きな成長を遂げた。夫妻は日本での赴任を終え、2011年の夏には子どもたちを連れてドイツに帰国する予定である。

ケース 2

妻の親戚の子どもを養子縁組したケース －Relative Adoption－

日本人とフィリピン人の夫妻が遠縁のフィリピン人の男の子との国際養子縁組をISSJに申請した。フィリピンで暮らす男の子の母親は夫の急死により、男の子を含めた4人の子どもをひとりで育てることができず、遠縁にあたるこの夫妻に、生まれたばかりの男の子の養子縁組を願い出していた。この夫妻は日本で暮らしているため、フィリピン国際養子縁組審議会（ICAB）から養子縁組の託置許可がおりるまでは、子どもとの同居がかなわないと、フィリピンにある妻の実家に男の子の養育を依頼した。夫妻は、夏季・冬季休暇毎にフィリピンを訪ね、男の子と共に過ごすことで、親子関係を築く努力を続けた。

夫妻はISSJを通じてICABに国際養子縁組を申請してから、4年の歳月をかけてICABより「託置許可書」を取得し、2009年11月にようやく男の子を日本に呼び寄せることができた。同居を開始してから6ヵ月間の適応期間中に、ISSJは3回の家庭訪問を実施し、男の子の適応状況を詳細にICABに報告した。ISSJによる調査報告を受けて、フィリピン社会福祉開発省（DSWD）は夫妻が男の子と養子縁組することを承諾する「養子縁組宣誓供述書」を発行した。ICABの承諾を得て夫妻は日本の家庭裁判所に養子縁組の申立てを行った。養子縁組の成立後、男の子の在留資格は「短期滞在」から「定住者」に切り替わり、日本での安定的な在留が保証された。現在、男の子は保育園に通いながら、園児たちとの遊びを通じて日本語をめきめきと上達させている。

ケース3

養子縁組したタイのケース －Relative Adoption－

ISSJは日本在住の米国籍とタイ国籍夫妻から、タイ人妻の連れ子養子縁組援助の依頼を受けた。タイ人の関わる養子縁組を行うにはタイ社会開発福祉省（DSDW）へ養親候補者の家庭調査書と共に申請が必要である。夫妻は結婚当初から妻の連れ子と同居をしており、連れ子の下に夫婦の間に生まれた息子も一人いる。夫婦は妻の連れ子だけが家族の中で違う氏を名乗っていることで彼女が不安感を持っていることを心配し、また実母であるタイ人妻の強い希望もあって、2年前にタイで弁護士を雇って養子縁組の手続きを行ったが、様々な理由からなかなか進まず、お金と時間はかけたものの断念に至った。

その後夫妻は夫の転勤のため日本に赴任し、ISSJがタイの養子縁組援助をしていることを知り、再度試みる決心をした。夫妻はオリエンテーションや初回面接を経て、多岐にわたる必要書類を準備しISSJでの家庭調査を行った。連れ子は既に養親家族と5歳の時から共に生活し、中学生になっていた。自身の養子縁組についてはよく理解しており、本人も将来的に養子縁組によって養父と法的なつながりを得ることに前向きであつたし、家族で同じ氏を称することを心待ちにしているとソーシャルワーカーに語った。家庭調査では養親候補者、特に養父の養子縁組に対する気持ちは誠実なものであり、法的にも娘となって今後も共に生活していくことを望んでいた。ISSJは養子縁組の家庭調査書と必要書類をDSDWへ送付し、その後も養親候補者は無犯罪証明書などの書類を取り寄せる等、ねばり強く手続きを行った。その結果、しばらくしてタイから養子縁組に対する許可が下り、その後養親夫妻はタイへの里帰りを兼ねて連れ子の養子縁組登録をタイで無事に終えた。今後もISSJはDSDWとより強固な協力関係を築き、よりスムーズに手続きを進められるよう努力していきたい。

ケース4

養子縁組をした男性のルーツ探しの援助

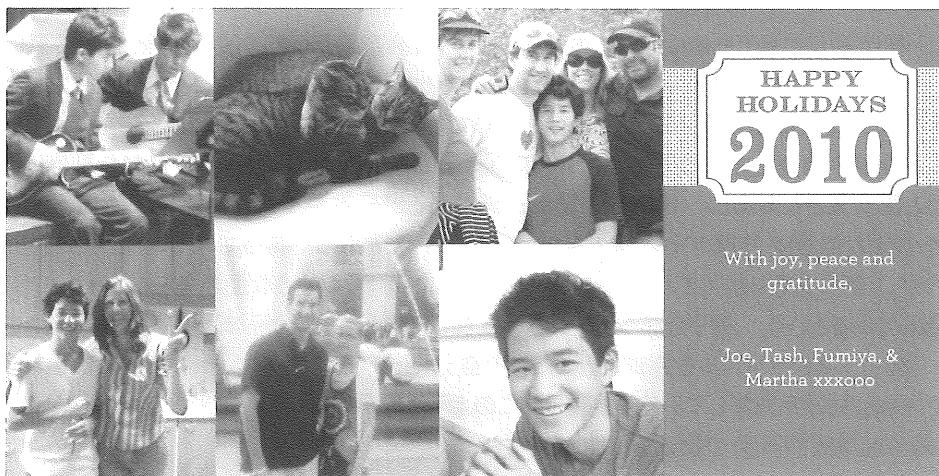
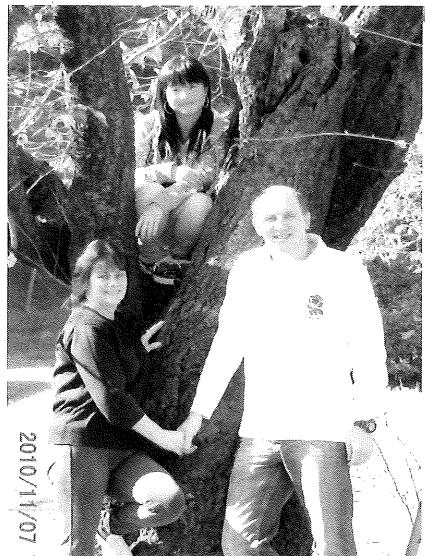
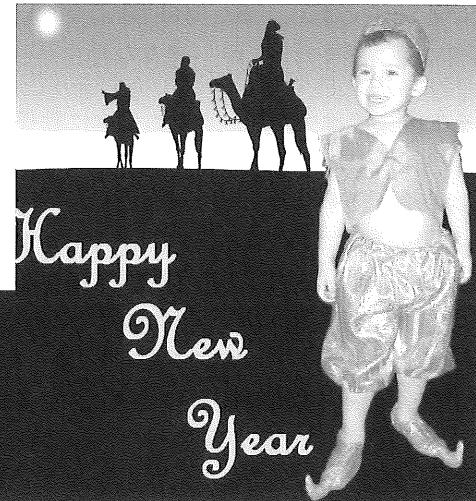
ISSJは米国在住の男性からメールを受け取った。メールには男性が1才の頃にISSJを通して米国籍夫婦の養子となつたことが書かれてあり、実親を探して欲しいという依頼だった。男性の実母は当時付き合っていた実父との間に子どもを妊娠したが、それに気が付いた実父は実母から離れていた。ISSJは当時、実母の家族も含めての慎重な話し合いを行った結果、実母は男性を養子に出すことが最善であると決断したのだった。男性の依頼をうけ、ISSJは実母の現在の情況を考慮しつつ、慎重に彼女の住所登録地へ手紙を送付し、ISSJが彼女から電話を受けたのはそれからしばらく経った後だった。三十数年も前に養子へ出した息子の依頼で連絡したことを説明すると、実母はとても安堵した声で喜んだ。

数ヵ月後、彼は実母に会うために家族と共に来日し、再会を果たした。養子縁組当時の話に及ぶと涙ぐんで息子に謝る実母に、男性は自身が養親家庭でとてもよくしてもらったこと、元気に成長した自分を実母に見せることで安心してもらいたかった、と言って慰めた。実母は縁組後に結婚し、息子を一人もうけていた。今回の件があつてから実母はもう一人の息子にも養子に出した息子の存在を正直に明かした。男性は実母と異父弟とも再会し、帰国後も言葉の壁はあるが兄弟間で電子メールなどで連絡をとりあい、今度は男性の住む米国を訪問する約束をした。一人っ子だと思って育ってきた異父弟も最初は驚き戸惑ったというが、苦労を乗り越えてがんばっている異父兄に負けないような生き方をしたいと、今は兄がいたことを感謝しているという。養子となつた子どもが成長して自分がどこから来た何者であるのかを知りたいと思うこと、「自分」というパズルを完成させるための自分探しの旅は養子にとって自然に湧き出てくる疑問や欲求であるとISSJは理解している。必ずしもこのような満足のゆく再会を果たせないケースもあるが、今後もきめ細やかな家族再会の援助をしていきたい。

本年、養子縁組をした家族から寄せられたクリスマスカードの一部です



Buon anno nuovo 2011 - Bonne année 2011 - Happy new year 2011 - 明けましておめでとうございます23



2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

この事業は日本財団の助成を受け、2005年度から行っている継続事業で様々な事情により外国の地で実親の保護を受けられない未成年者に対して、家族との再会によって、安全で健全な環境を与える支援を行った。2010年4月1日より2011年3月31日までの「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」で相談を受け、オープンしたケース22件を含め、本年度扱ったケースは229件であり、援助が完了したケースは21件、次年度への継続ケースは86件である。

ISSJには未就籍の子どもの出生届を援助してほしいという依頼が入る。そのような子ども達の多くは、実母がフィリピン人の子ども達である。実父母がオーバーステイで入管に収監され、未就籍である子どもは児童養護施設に措置されているケースや、知り合いに子どもを預けたまま、実母が行方不明になってしまったといったケースが多い。中には、一度も学校に行ったことがない学齢期の子どももいる。国籍がない、出生届がどこにも出されていない、ということは、その子どもの存在が把握されておらず、検診や予防接種の通知、学校への入学の通知もされない。出生届が出されていない場合は、ソーシャルワーカーはまず相談者と電話や面接により、状況の把握を行い、ケースに応じた援助プランを立てる。実父母が行方不明の場合は、まず行方を捜すことを試みる。残された手がかりや書類を元に、在日フィリピン人向けの新聞等に「尋ね人」の広告を掲載し、フィリピン社会福祉開発省(DSWD)と連携しながら、行方を捜す。DSWDに協力を依頼する場合は詳細なレポートを作成し、送付する。実父母が見付からなくても、祖父母や叔父叔母等の親戚が見付かる場合もあり、子どもを日本で養育できる家族がない場合は、フィリピンの親戚のもとへ帰る場合もある。そのような場合は、DSWDのソーシャルワーカーが親戚を家庭訪問し、子どもの養育先として適任かどうかの判断をする。ビザのない子どもがフィリピンへ帰る場合は、強制送還の手続きが必要となる。親権者以外の者が子どもを同伴する場合は、DSWDからの許可が必要となる。フィリピンへ帰国してからは、DSWDが子どもの適応を調査を行い、その後支援する。

また、最近、日本で批准が決定された「1980年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」に関係する援助も増えてきている。この条約は、国際結婚が破綻した夫婦の片方の親が子どもを国外に連れて行ってしまった場合、「どこの国の裁判所」が、子どもの監護権や面会交流権を決定するか、を決めている条約である。子どもが普段住んでいる国（常居所地国）の裁判所が決める、と条約では定められているため、もし無断で子どもを連れ出した場合は、子どもが今まで住んでいる国への帰還を義務付けている。ISSJで援助が求められるケースの多くは、国際結婚が破綻し、夫の住む国から日本に帰ってきた妻と子と連絡が取れないので連絡を取りたいという、欧米の父親からの依頼である。このような場合、ソーシャルワーカーはまず母親に手紙を書き、協力が得られる場合は、子どもの福祉を最優先として、援助を行う。

ケース5

子どもの国籍取得援助のケース

フィリピン人の母親が未婚で男の子を出産したが、子どもを引き取ると就労できないという理由から、退院と同時に、児童相談所を通じて男の子を乳児院に預けた。母親は子どもの面会に訪れないばかりか、児童相談所に無断で他県に転出し、連絡がつかなくなってしまった。児童相談所の調査で母親の新住所が確認され、児童相談所は何度も手紙を送付したが、母親は全く応じなかった。

ある時、母親が住む市の職員の協力を経て、児童相談所の担当者が母親と通話した際、母親は「この子は私の子ではない」と言い放った。母親は子どもの出生届を役所に提出することも、またフィリピン大使館に届出ることもしていなかったため、男の子は無国籍状態におかれていた。そこで児童相談所は出産に立ち会った医師の協力を得て、男の子が1歳半の時によくやく出生届を市役所に提出することができた。しかし、フィリピン大使館への届出がされていなかったので、児童相談所はISSJに対し、実母の協力が得られなくとも、フィリピン大使館に出生届を受理してもらえるよう支援してほしいと求めてきた。ISSJは市職員の協力を得て、母親と通話をしたり、タガログ語で手紙を書くなどして、フィリピン大使館への出生届に協力をするよう説得を試みたが、母親はISSJからの働きかけを全て拒否した。

ISSJは男の子が施設に放置され、現在に至るまでの経過を報告書にまとめ、母親のネグレクトにより無国籍状態におかれている男の子の出生届を受理するようフィリピン大使館に要請した。フィリピン大使館は原則、出生届の提出には母親の来所と署名を義務付けている。しかし、母親がフィリピン国籍であることは、母親のパスポートの写しや外国人登録原票により明らかであること、男の子が施設に預けられたまま、既に6歳になっていることを考慮し、フィリピン大使館は男の子の出生届を児童相談所の所長の署名で受理することを了解した。現在、男の子は、養護施設のグループホームから小学校に通学している。児童相談所は男の子が国籍を取得したのを機に、より家庭的な養育環境を提供できるよう、男の子の里親委託の準備を進めている。

ケース6

国際結婚の破綻による問題への援助のケース

国際結婚をして子どもがいる家族の夫婦関係が破綻した場合、子どもも様々な問題に直面する。両親の関係が破綻したとしても、子どもには両方の親と関係を維持する権利があり、またそれは子どもの健全な発達に不可欠であると考えられている。

あるドイツ人の男性はドイツで日本人の妻と娘と住んでいたが、結婚がうまくいかなくなり離婚することになった。その際、ドイツの裁判所は母親に親権を認めたが、毎週末と長期の休みの場合は3日ごとに、父親が娘に面会し一緒に過ごす権利を認め、母親が父親の許可なく国外へ娘を連れ出すことを禁じた。しかし、母親は父親の許可なく娘を連れ日本に帰国し、連絡が取れなくなってしまった。娘の身を案じた父親は、ISSJドイツ支部を通じISSJに母子の行方探しと子どもの安否の確認を依頼してきた。

ISSJは、父親から提供された母親の戸籍謄本をもとに、弁護士の協力を得て現在の住所を探し当て、母親に手紙を書いた。しばらくして母親から連絡が入った。母親の話によると結婚しているときから夫から言葉の暴力を受けており、離婚後もそれは続いていた。子どもの面会のためのやり取りもなかなかうまくいかず、精神的に耐えられなくなったので娘と帰国した、とのことであった。ISSJのソーシャルワーカーは母親の話をよく聴き、母親との関係はうまくいかないが、娘にとっては愛情のある父親であり、娘も父親に会いたがっていることがわかった。何回か母親とメールや電話のやり取りを行った結果、母親は娘が今後も父親と手紙や電話でやり取りをすることを了承した。父親と母親とのコミュニケーションを仲立ちし、感情的にならずに必要な事項を話し合えるよう、現在も援助をしている。また、娘のドイツ語能力を維持するために、父親から娘へ本やDVDを送るよう提案したり、ドイツの祖父母、親戚とも連絡ができるよう調整したりと、子どもの立場にたった援助を行っている。

3. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助

今年度、ISSJが東京メソニック協会の助成を受けて、親に遺棄された外国籍の子どもの保護及び難民申請者や難民の子ども等、人道上の相談援助を行った。ISSJのソーシャルワーカーは実親が見つからない外国籍の子どものために、本国政府と交渉して出生証明書やパスポートの取得を援助した。また、難民の子どものが緊急入院・手術を受けるに当たり、医療費と病院への交通費等を支援した。また、難民申請中の人々の中には働くビザがもらえないため、働くことが出来ず家賃が払えなくてホームレスになっている人や、医療費が払えず病気が悪化している人もいる。また、長期にわたる収容所生活の影響で、出所後に精神的な病気で薬を服用後に朦朧として転び、大きな怪我をしたり、胃腸の不調等を訴える人が大勢いる。ISSJではこうした人々に対し、病院と話し合いながら必要な医療費の援助や住宅費の援助を行ったり、仮放免中の人で滞在期間を延長するために品川の入国管理局に行く交通費がないため困っている人への交通費の支援も行った。また、シェルターを出された難民申請中の家族に対して、住宅を探し、国からの保護がもらえるまでの間、ISSJから住宅費を補助した。わが国には幼い子どもを抱えて途方にくれる難民申請中の人もかなりいるので、今後もこうした人道支援は求められるであろう。

ケース7 小学生の医療費援助をしたケース

難民認定を受けた小学生の男の子が鼻と喉からの出血が止まらなくなってしまった。母親から病院に連れて行きたいが、医療費がないとの連絡がISSJに入った。ソーシャルワーカーが以前、難民申請者が診察を受けた国立病院に電話を入れ、子どもの状態を確認したところ、すぐに手術が必要であるとの返事であった。そこで、ISSJが東京メソニック協会の助成金で支払えるので、すぐに手術をしてほしいと依頼し、無事手術を受けることが出来た。現在は退院し服薬による治療を続け、元気に回復してきている。

ケース8 精神的・身体的問題へ援助のケース

日本で難民申請中のアジアの男性は長期にわたる収容所の生活ため、自分の将来がどうなるのか不安におびえていた。やっと仮放免をされたが精神的に不安感が強く、精神科を受診しなければならなかった。精神科の薬を服薬していたため、その副作用でふらつきがあり、転んで足を痛め、通院を余儀なくされた。ところが仕事をしていないためお金がなく、治療を続けることが出来なくなり、ISSJに助けを求めてきた。早速病院に連絡を入れると、今きちんと治療をしないと一生足を引きずることになると説明を受け、ISSJでは医療費の負担を決定した。その後定期的に治療に通っており、回復に向かっている。

ケース9 双子の出産の援助のケース

アフリカから来た難民申請者は、妻が出産間じかになって今まで住んでいたシェルターを出されることになり、ISSJに助けを求めてきた。早速ソーシャルワーカーが訪問して話を聞いたところ、妻のお腹には双子の赤ちゃんがいることが判明した。ソーシャルワーカーは病院に付き添い、フランス語の通訳をしながら、彼らを励ました。一方で住居探しを始めた。するとISSJが過去に支援した人から、彼らを自分の持つアパートに受け入れましょうと申し出があった。出産後二人の赤ちゃんと一緒に一家はその家に入居した。ISSJが3ヶ月間家賃を支払い、またオムツやミルクの差し入れをして、初めての育児を見守った。その後国の支援で家賃をもらえるようになり、彼らは大変感謝をしている。

4. 難民および難民申請者への相談援助

ISSJ は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの委託を受け、心理社会的支援の一環として難民申請者へのカウンセリングを実施している。難民申請者とは、難民として認定されるための手続を行ない、法務省入国管理局からの審査結果を待っている人たちである。カウンセリングの主な対象は、東京入国管理局（東京都品川区）と東日本入国管理センター（茨城県牛久市）に収容されている難民申請者である。難民申請中は法的身分を付与されないため、在留資格のない申請者は収容されることがある。2010 年の訪問回数は、名古屋入国管理局、西日本入国管理センターを含め 78 回で、カウンセリングを行った件数は 504 件であった。このうち 19 回は臨床心理士と共に訪問し、合計で 85 回のカウンセリングを提供した。対象者の主な内訳は、南アジア（40%）、中東（28%）、アフリカ（23%）である。国籍の上位 3 カ国は、スリランカ（28%）、イラン（11%）、トルコ（9%）で昨年と変わらず、難民申請者全体の構成を反映している。人数は男性 216 人、女性 15 人で、最も多い年齢層は男女とも 36-56 歳、男性 114 人、女性 8 人だった。また、4 人の未成年収容者（男性 3 人、女性 1 人）にも面会した。

2010 年度は収容所外での相談事業も増加した。健康相談のみならず、不況の影響で経済的に困窮する人が増えたからである。ISSJ の支援事業は、カウンセリングの他には精神医療を主とする病院への付き添いや情報および生活用品の提供に限られるが、彼らがいつでも相談できる環境を提供し、社会的孤立を防ぐことも支援の目的としている。また、ISSJ は難民支援団体のネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム（FRJ）の会員である。2010 年度は UNHCR を含む他の FRJ 会員団体と協力する機会が増え、個別相談だけでなく全体的な難民問題にも取り組んだ。今後とも支援を必要とする人により良い援助を行なえるよう、一層の努力を行ないたい。

◆ 牛久、品川のセンターでのカウンセリング ◆

ISSJ の難民支援は、収容されている難民申請者へのカウンセリングを中心とする。難民申請者は日本に来る前から様々な問題や精神疲労、場合によってはトラウマを抱えており、日本での不安定な状況と家族との分離は抑うつ症状などを引き起こすこともある。ソーシャルワーカーは、カウンセリングで一人一人の話を丹念に聞きながら心身の健康状態を確認し、UNHCR にも報告する。収容所での生活は外部と切り離されているため、被収容者は閉塞感を感じ、収容所内で何か起きると敏感に反応してしまう。そのため、例えば自殺者などが出ると連鎖反応が生じ、ネガティブな気分が蔓延する。ISSJ では電話での相談も行っており、電話代がない人はコレクトコールも利用できるようになっている。精神を病んだり絶望感を抱いて自殺をほのめかすような電話を受けることもあるが、そのような場合ソーシャルワーカーは対話の時間を多く取り、孤立感を持たせないように気をつけ、すぐに面会に行き、直接話すようにしている。

2010 年は収容所を出た人からの相談や病院への付き添いも多くなり、他団体と協議する機会も増加した。収容中に面会した人が仮放免という形で釈放されても、すぐに自立できるわけではない。収容所を出た後も ISSJ に相談を寄せる人は多い。必要があれば病院を手配し、他の難民支援団体とも協力して支援に当たっている。難民として祖国を後にした人の人生は非常に複雑に絡み合い、紐解いていく作業は容易ではない。当事者や支援者の努力だけではどうにもならないこともある。そのような環境で ISSJ ができるることは、一人ひとりの人間に寄り添い、真摯に耳を傾けることに尽きるのではないか。そうすることで相談者が気持ちを整理でき、次の一步を踏み出してくれたら、私たちは大変嬉しく思う。

II 国際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習

1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

◆ カンボジアにおけるプログラム ◆

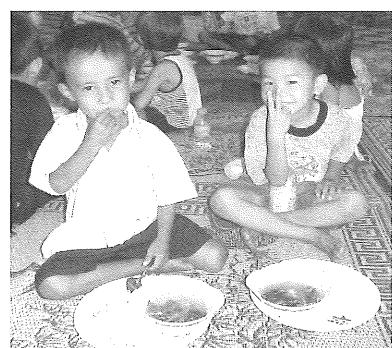
ISSJのカンボジアにおける活動は、約30年前のインドシナ難民の援助事業が発端となっている。彼らの来た国の復興のために出来ることをと、ISSJは1996年、首都プノンペン郊外に子どものデイケアセンター「プテア・ニヨニヨム（にこにこの家）」を開所し、人材育成事業を始めた。国際ボランティア貯金に係る寄付金を受け、2007年度からはカンボジア・プノンペン市中心部で、『貧困家庭の子どもたちのための識字教育及び母親への自立訓練プログラム』を進めている。



カンボジアは外国資本の投入も相次ぎ、経済成長率はここ10年間の平均が7%を越える水準を維持している。一方貧困率はいまだ30%を越えており、特に都市部での裕福層と貧困層とのギャップは埋めがたいほど広がっている。小学校は無償だが、実質的には制服や教材費、進級に必須の補習クラス受講費など、様々な費用がかかる。親が病気であったり、建設現場を転々として生活する移住労働者であったり、日々食べることで精一杯の家庭の子どもたちは小学校を卒業できず、多くは物売りや安価な労働力として利用されるようになる。空腹を紛らわせる為にシンナーにおぼれ、また売春や人身売買の犠牲となっていく子どもたちも決して少なくない。貧困ゆえに教育の場から遠ざけられてしまった子どもたちが、安心できる環境のもと社会の中で生きていく為に不可欠な基礎教育を受けることにより、自分自身のもつ力を実感しながら成長・自立していくよう支援することがこのプログラムの目的である。

観光客の多い地区にあるウナロム寺院内、ひろしまハウス1階『プテア・ニヨニム』に活動拠点を移して2年目となった本年度は、約5名のカンボジア人スタッフが朝から夕方まで、約60名の子どもたちに給食付きの基礎教育（算数、クメール語、英語、日本語）の場を提供した。子どもたちの定着率も上がり、スタッフの発案により学力別に3教室が設けられた。夕方には日本語教室も開き、約10名の子どもたちが勉強を続けている。街の生活しか知らない子どもたちをバスにのせ郊外学習へもつれていった。8月にはひろしまハウス2階に子ども図書館がオープンし、プテアの子どもたちも利用させてもらっている。

本年度は日本人ソーシャルワーカーが7月、9月、1月、3月に1~2週間ずつ訪れ、カンボジア人スタッフとの話し合いを重ねたが、子どもの福祉という概念、仕事への向き合いか、社会構造、経済的背景などカンボジアと日本の違いをお互い理解することに時間をかけ、またその困難さを確認した。カンボジアでは福祉に関する国策がなかなか行き届かず、海外NGOの活動が代替となっているといえる。カンボジアの人々の多くが、その状況を当然のものと



給食は楽しい時間

して受け止めているのも、人材育成を困難にしている要因のひとつかもしれない。カンボジア人自らが子どもたちや貧困家庭に対する理解を深め、問題解決のために働いていくよう、今後もスタッフの研修、教育に時間をとりよりよいプログラムのあり方を模索していく。また、ひろしまハウスの運営主体であるひろしまカンボジア市民交流会とも連携し、平和・情操教育を行なう図書館、児童館的な役割の場を作ることを念頭に活動を続けていく予定である。

◆ 日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修 ◆

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省（DSWD）のソーシャルワーカー1名に対し1年間の研修を実施した。本年も日本在住のフィリピン国籍者が関わるケースが増加している。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親を持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれとともになう本国送還の援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

2. ケース研究会

ケース研究会は、国際家族が抱えている様々な問題を考え、ISSJに関わる全てのケースに最善の援助を行うために開催している。ケースに関わる全員が出席し、必要に応じ実施している。議題には、養子候補者または養親候補者の検討、ケースに関する助言や活用できる情報の検討、ワーカー全員が共有した方がよいと思われることの報告、提案、関連する法律と機関の取り扱いの変更や手続きの確認、インテーク対応などの申し合わせ、他機関での研修や会合に出席したワーカーの報告、海外出張報告等がある。この研究会は、ワーカー同士、それぞれの視点から援助の方向性を討議できるトレーニングの場としても大切である。様々な年々問題が複雑化する傾向にあり、研究会の重要性が増している。

3. 日本語教育

今年度は、フィリピン DSWD より招聘したソーシャルワーカー1名に、一年間の研修の一環として、週一回日本語教育を行った。日本語学習においては、実践的な日本語が身に付くように、文法説明は最小限にし、日常生活で必要な使用頻度の高いフレーズと基本文型の定着を図った。毎回プリントを作成し、一方的な応答形式ではない自然な日常語の対話文に触れてもらった。研修生の身辺の事柄を話題に取り上げることによって、研修生から積極的な発話がなされ、日本語による自己表現が出来た。また、日本文化については、現代社会・教育・宗教・伝統文化・日本人の精神性など幅広く紹介し、日比の文化の共通点、相違点を学び、より一層理解を深めてもらうことが出来たと思う。

4. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJ の従事する国際的社会福祉事業は二カ国間に以上にわたるため、それに関する裁判や法律等の公的書類、医療関係の証明書類、個人の書簡としては、実親、養親候補者、推薦人等の文書類の翻訳が必要とされる。。国際養子縁組では日本とフィリピン、または日本とタイのケースがその大半を占めているがそれは英語と日本語で対応している。さらにタガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。加えて養親の中にはヨーロッパの人たちもいるため、フランス語の書類や法律などの翻訳も適時行っている。一方、入国管理センターに収容されている難民の支援も ISSJ の重要な活動であり、こうした難民からの窮状を訴える英語、フランス語の手紙等の翻訳も行っている。

5. 國際會議參加

2010年5月6、7日にISS本部會議がスイス・ジュネーブで開催され、大森常務理事と伊部事務局長が出席した。本部會議ではISS本部、各支部、コレスポンデントなど18カ国35人の参加者があり、民間機関であるInternational Social Service(ISS)がその国際的なネットワークを利用して、国境をまたがる家族、子ども、個人の問題に適切に連携して対応できるようISS組織の改革、ISS定款の改訂などが議決された。特にPAC：専門諮問機関ではネットワーク開発、ソーシャルワーク、規則および手続きの3部門を設置して、その諮問機能の強化を目指すことになった。日本側からは1993年国際養子縁組に関するハーグ条約の批准を日本政府に引き続き訴えていきたい旨を説明、協力を要請し、参加者からは日本政府向けの嘆願書に署名を頂き、厚生労働大臣に提出した。一年に一回だがISS関係者が一堂に会して、多くの共通の問題点について議論できたことは非常に有意義なことであり、相互理解も深まった。

ISS本部會議に続いて、5月10・11日にISS香港、ISS台湾、ISSオーストラリアが参加し、ISSアジア・



ISSアジア・太平洋地域會議參加者

太平洋地域會議が東京グランドプリンス新高輪にて開催された。各支部の近況紹介、地域イニシアチブに関する補足説明、ISS新体制下でのISS地域オフィスの役割と機能、アジア太平洋地域の課題とアクションプランなどを話し合った。ISS香港はこの會議に合わせ、5月12日～15日まで日本の社会福祉施設訪問スタディツアーを企画し、約50名のISS香港スタッフが来日した。ISSJが訪問先を選定し、至誠学園、難民事業本部、野の花の家、愛隣会などを訪問した。参加者からは、日本の複合型福祉施設の見学は非常に有益だったとの感想をもらった。

III 広報活動事業

1. ISSJチャリティ映画会の開催

2010年度も6月と10月の年二回、恒例のISSJチャリティ映画会が九段会館で開催され、同時に



フロアではチャリティバザーも行われた。この目的は当事業団の事業および活動内容を広く皆様に理解していただくことと活動資金を集めることである。この会の企画運営は、ボランティアを中心とするISSJ催物委員会によって行われ、開催日の約3カ月前より毎週金曜日に中核となるボランティアの皆さん7～8名が事務所に集まって準備作業をしてくださっている。上映作品は東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力によって選定しており、多くの皆様にお楽しみ

頂ける上映作品の選定を心がけている。

今年度は6月18日(金)に第60回記念映画会で「約束の旅路」を、10月15日(金)の第61回映画会では「私の中のあなた」を上映した。参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は第60回、第61回でそれぞれ3,116,508円、3,024,962円で、参加券の販売数は2460枚、2174枚、入場者数は1442名(725名、417名、300名)、1275名(628名、392名、255名)であった。「約束の旅路は」難民問題、国際養子縁組などISSJの日頃の業務に関連した話題性のある映画で好評であった。また30年間継続してきたISSJチャリティ映画会の記念会ということで、これまで長年ご支援いただいている「ペリニヨン」社に加えて、「西友」「モンスイユ」「岩波ホール」からも映画会のリーフレットに広告掲載のご支援を頂いた。一方「私の中のあなた」の上映会では、この映画の字幕監修をし、日本の字幕翻訳の第一人者である戸田奈津子さんのご厚意により20分間のミニトークが当日第2回上映前にサプライズで行われた。「海外では映画は基本的には吹き替え版で見ているということ、俳優の生の声が聞ける字幕映画は日本独自のもの」「ドナーやストリーカーなどの言葉が定着する以前は翻訳に苦労したこと」など字幕制作の貴重な裏話を話してくださり非常に好評だった。



戸田奈津子さんのミニトーク

今日、映画も街の映画館で割安に見られる時代となっているが、日本国際社会事業団の映画会に参加、またチケットを購入してくださる皆様のご支援があつてこそ、私たちの日々の社会福祉活動がなりたっている。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は催物委員会よりISSJ本部に寄贈しISSJの様々な活動に使わせて頂いた。



催物委員による岩井理事長へ寄付金の贈呈

2. ISSJウインターハープコンサート

2011年1月28日(金)、神谷町にあるカフェレストラン ヴォワ・ラクテにてISSJウインターハープコンサート&ディナーの会が開催された。ハープ演奏者はISSJ評議員を務める池田千鶴子氏。同氏は国内外で「命の重さ・素晴らしさ」への思いをハープに託し積極的な社会活動とともにミュージック・セラピストとしても知られている。

当日はISSJ理事、評議員、官公庁関係者、ボランティアなど56名の参加者があった。池田氏の語りとハープ演奏で始まり、会場は「アメージング・グレイス」など癒しのハープの音色につつまれた。演奏最後には「故郷」をハープに合わせて参加者一同で合唱した。演奏後、池田氏よりグランドハープの仕組みなどの説明もあり、普段なかなか、目にする機会がない美しい楽器を身近で見たり触れることができた。参加者の中にはISSJの活動を知らない方もいて、ISSJの活動をご理解いただく良い機会となった。

3. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第39号	8月31日発行	第40号	1月1日発行
<ul style="list-style-type: none">● 国際結婚に関わる子どもの問題～子どもの奪取～● 補助金、助成金事業完了のご報告● 日本に逃れた難民への支援● 最近のISSJにおける国際養子縁組の動向● 「ISSJ本部会議、ISSJアジア太平洋地域会議」参加● 第61回チャリティ映画会・バザーのご案内● ボランティア・スタッフリレー● ISSJ活動報告		<ul style="list-style-type: none">● 新年挨拶● 米国大使館が日本の国際養子縁組の現状を危惧● カンボジアプロジェクト紹介● SSJ NOW ISSJの現在の活動紹介● ホームページの改訂、携帯サイト、ブログ開設● 第62回チャリティ映画会・バザーのご案内● 役員紹介● ISSJ活動報告	

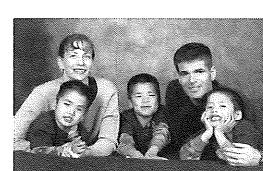
4. ホームページ、携帯サイト、ブログ、養子縁組パンフレット作成

ISSJのホームページが2010年9月より新しくなった。当事業団は1959年9月に「国際養子縁組」事業を行う唯一の社会福祉法人として厚生大臣（当時）から認可され「子どもの幸せを最優先に問題解決と一緒に考える」ことを、その活動モットーとしているが、そんな私たちの活動がより多くの皆様に理解してもらえるように、また、当事業団の支援サービスを必要とする人達がアクセスできるように、フロントページでは「養子縁組」と「国籍取得支援」というISSJが行っている二つの主要サービスに絞って説明している。またISSJ事業の紹介、相談したい内容も対象ごとに分かれて表記され、「支援のお願い」でも様々な支援の方法を紹介している。ホームページのリニューアルに伴い、携帯サイト「ちいさないのち一ひとりで悩まないで」(<http://issj.org/m/>)も開設した。最近若い女性や主婦が情報アクセス手段として携帯を利用している現状を鑑み、「望まぬ妊娠、子育てできない」などの悩みに携帯からアクセスできるようにしており、携帯からの相談案件も増えてきている。ホームページではISSJスタッフブログ(<http://ameblo.jp/issjapan/>)も開設しISSJのスタッフが日々の活動を通して感じたこと、様々な思いなどを交代でつづっている。このホームページ改訂、携帯サイトの開設は日本財団の助成金を頂き、専門的なスキルを無償提供することによって、NPOを支援するプロボノで活動している特定非営利活動法人サービスグラン트の協力を得て行った。

厚生労働省の「児童相談所運営指針」の「国際養子縁組」に関する規程では、国際養子縁組にあたり、当事業団と十分連携を図ることが適当であると記されている。これにより個人のみならず児童相談所、児童福祉施設、市町村役場、病院などからも養子縁組、また無国籍の子どものことなど様々な問題が寄せられる。ホームページのリニューアルに伴い、より多くのこれら関係者に当事業団の活動を知つてもらうために、日本財団の助成金を頂いて、乳児院・児童相談所向けパンフレットを作成し、配布した。

児童相談所
児童福祉施設の皆様へ

家庭を必要としている
子どものために！
国籍取得手続ができていない
子どものために！



社会福祉法人
日本国際社会事業団
International Social Service Japan
ISSJ
since 1959

養子縁組パンフレット

IV ボランティアによる活動

◆映画会・催物ボランティア◆

今年度も、様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださり、ISSJ の国際社会福祉、特に児童とその家族が抱える問題の相談援助の大きな原動力となった。ボランティアの方々の年代は 20 代～ 80 代まで様々であるが、「ISSJ が行っている社会福祉事業支援のために手作りのものを制作したり、ボランティア活動をすることが生き甲斐にもつながる」と言ってくださる。本当に多くの皆様に支えられて映画会が成立していることに心から感謝申し上げたい。

ISSJ が年 2 回行うチャリティ映画会・バザーを支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動してくださっている中核ボランティアの方々である。上映作品の選定、チラシや参加券の発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売など自主的に作業を進めてくださっている。また、このほかに手作り作品の提供、前日のバザー商品の搬入、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられている。

◎ 催物委員会委員

糸井直子、浦田眞智子、川村庸子、澤村美佐子、滝川一子、中山八枝子、西端萬里子、水田泰子、石川三春、佐久間和子、清水由利子

◎ バザー商品搬入のお手伝い

木村恵、石川三春

◎ 映画会当日お手伝い

中村紀子、坂本悦子、塩道美由紀、千葉規子、三上登與子、白鳥和美、斎藤季志子、細井純子、佐藤晶子、伊藤智代子、大塚由美子、奥田眞紀子、深澤公子、高橋久美子、高井清子、田中恭子、中島静子、山井やよい、加瀬希和子

◎ 手作りをはじめとする多様なバザー作品のご提供

青木洋子、石川三春、磯野利依、糸井直子、伊藤治子、伊藤路子、入江玲子、岩場恵代子、梅田勝利、浦田眞智子、大澤琴、小田部典子、北島俊生、衣笠孝子、斎藤季志子、佐藤晶子、白鳥和美、塩釜智子、曾根つね子、滝川一子、高橋里江、千葉規子、中村紀子、中山八枝子、成島昌子、平岡きよ子、西山誼、三上登與子、水田泰子、山下恒子、山本和子、吉岡美佐子

◎ バザー品協力企業＆団体

モンスイユ、財団法人理想教育財団、アパ、利尻亀一、トップ卵

(敬称略)

◆ 日本語教育ボランティア ◆

田辺千鶴子さんは、毎年フィリピンのDSWDより派遣されるのソーシャルワーカーに、ボランティアで日本語、日本文化の研修を行って下さっている。

おわりに

ISSJの活動を温かく見守り、ご指導・ご助言をしてくださいました、厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、目黒区、呉市はじめ関係官庁、各国大使館、アジア福祉教育財団難民事業本部、RCJ(レフュージー カウンシル ジャパン)、呉市国際交流協会、呉市社会福祉協議会、広島ラオス交流協会、広島メコンの会、また活動資金の支援をして下さいましたJKA(旧日本自転車振興会)、日本財団、UNHCR、東京メソニック協会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、東京都共同募金会、実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、さらに個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支えて下さいました皆様、チャリティ映画会とウィンターハープコンサートにご協力を頂きました皆様方に、役職員一同から厚く御礼申し上げます。

この1年間、多くの皆様の善意に支えられ、励ましを頂きながら活動を続けることができましたことに感謝申し上げますとともに、次年度もどうぞご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本年、ご寄付を頂いてISSJを支えて下さり誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

青柳千代子、青山岩雄、飯田紀子、池田良子、石川三春、石塚千津子、和泉修、伊藤陽子、井上恭子、井上豊子、岩井敏、岩崎永子、梅田和信、浦田眞智子、大江佐知子、大島賢三、大多和紀子、大塚定夫、大槻弥栄子、大野佳男、大場亜衣、大森邦子、大森義夫、小笠原健樹、岡田まき、小野幸雄、折本徹、金子のぶ、金田雅紀、上村由三子、川村庸子、菊池緑、岸田節子、岸田英明、衣笠孝子、木村妙子、木村秀夫、工藤榮子、倉内欣江、黒田礼子、小浜正幸、西城ゆみ子、斎藤淑子、嵯峨明美、坂本光彦、迫田馨子、佐藤嘉恭・道子、沢田田鶴子、澤村美佐子、椎名宏子、島田貴乃、島村享延、菅沼邦子、鈴木榮子、須田昭夫、高尾幸治、高木紀美、高久京子、高砂美代子、高瀬正枝、高野厚子、高橋有終、高橋里江、高橋史子、高橋恒久、田久保眞澄、竹本和子、辻豊、寺崎敬子、戸田律子、豊田典子、鳥海保子、鳥飼光子、内藤信子、中島二三子、中橋恵子、長屋秀昭、中山八枝子、成毛典子、西端萬里子、西村章子、野尻信江、野波国次郎、野村郁子、林貞行、林千代、林美紀、原清美、日原智秋、平尾賢三郎、広本清政、深津奈津子、福士敬子、不二聖心女子学院、星野良江、細井純子、細淵元洋、細谷次子、保々敬子、堀江渥子、廣瀬之扶子、本田八重子、前田武昭、松本祐子、三上登與子、水田泰子、御手洗美智子、聖心女子大学宮代会、宮島まゆみ、宮脇由利、弥勒貞子、矢澤香織、山川恵子、山口要子、山崎喜美子、湯上冷子、吉岡多子、ルピナス会、脇屋容子、渡邊啓、渡邊正子

(敬称略、あいうえお順)

完了報告のお知らせ

平成22年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団 理事長 岩井 敏

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
J K A (旧日本自転車振興会) 	<p>国際的児童難民家族相談等補助事業</p> <p>1966年よりJKAの公益事業振興の分野で補助金を受け、「国際的児童難民家族相談等の事業」を行っている。 実親の保護を受けられない子どもたちのために「子どもの最善の利益」を保障するべく、新しい家庭の中で保護され、養育されるように日本国籍児を外国籍家庭に、外国籍児を日本国籍家庭に養子縁組する援助を行った。また、以前ISSJの援助で国際養子縁組を行った養子から自分のルーツを知りたいという照会も近年増加しており、実母探しの援助も行った。</p>	14,625,000円
日本財団 	<p>国境を越えた未成年者への家族再会援助</p> <p>実親に遺棄され、出生届が出されてない子どもや実親と連絡が取れなくなった子どもの実親を、雑誌や新聞で探し、親子の再会及び出生届の提出援助、さらに実親が子どもを引き取らない場合は強制送還の対象となるので、本国の親族を探し、家族との再会をする援助を行った。さらに、広報活動の充実を図るためHPリニューアル、携帯サイト、英語版サイト、コンテンツ管理システム導入、児童相談所、児童福祉施設向け養子縁組のパンフレット作成を行った。</p>	8,000,000円
郵便貯金・簡易生命保険管理機構 国際ボランティア貯金	カンボジア、ブノンベンの貧困家庭の子どものための識字教育および母親への自立訓練（給食）の実施を行った。	5,233,000円
UNHCR (2010年1月～2010年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在となり入国管理局に収容されている人へのカウンセリングを行った。	3,414,404円
東京メソニック協会	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人口や申請が却下され、就労も帰国も出来ない人へ、生活費援助、医療費援助、渡航費用援助などを行った。	3,500,000円
東京都中央募金会	日本在住の混血児、外国籍児、無国籍児、難民の人々への緊急援助を行った。	300,000円

資料

◆2010年度相談ケースの内訳

2010年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	899
新規オープンケース数	172
再開ケース数	18
継続相談ケース数	468
当年度内取扱総ケース数	1557

◆相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	4316	594
国際結婚・離婚のカウンセリング	250	26
国籍の問題	689	58
認知に関する問題	240	22
子どもの虐待、養育問題	301	14
送還問題	44	20
滞在手続	158	26
家族の再会	458	80
福祉行政	8	8
精神的問題	0	3
医療に関わる問題	20	10
就職	0	18
日本語教育	0	0
行方不明者探し	8	2
教育問題	0	2
財産相続	16	4
翻訳、文書作成	233	6
情報提供	176	46
刑事案件	8	2
生活適応援助	4	4
人材育成	0	0
難民問題	1891	515
氏の変更	356	89
奪取	4	1
その他	28	7
合計	9208	1557

◆ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の 71 カ国である。

アイルランド	アフガニスタン	アメリカ	アンゴラ	イギリス
イタリア	イラン	インド	インドネシア	ウガンダ
エジプト	エチオピア	オーストラリア	オランダ	ガーナ
カナダ	カメルーン	韓国	カンボジア	北朝鮮
ギニア	キューバ	クルド	ケニア	コートジボワール
コンゴ	コロンビア	コンゴ	サウジアラビア	シンガポール
ジンバブエ	イス	スーダン	スエーデン	スペイン
スリランカ	セネガル	ソマリア	タイ	台湾
タンザニア	チエチェン	中央アフリカ	中国	チュニジア
ドイツ	ドミニカ	トルコ	ナイジェリア	ニュージーランド
ネパール	パキスタン	バングラデシュ	フィリピン	フィンランド
ブラジル	フランス	ベトナム	ペルー	ポーランド
ボリビア	香港	マリ	マレーシア	ミャンマー
メキシコ	モロッコ	モンゴル	ラオス	リベリア
ロシア				

◆ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は 899 ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関	ケース数
外国政府機関・在日大使館	162
日本政府機関 省庁・都道府県・市区町村	3
在外日本大使館	9
家庭裁判所	0
児童相談所・福祉事務所・保健所	22
地方入国管理局・警察	6
米軍関係（基地相談機関等）	4
国連・国際機関	6
医療機関	0
学校・教会・民間団体	16
出版物・マスコミ報道・ISS 広報	199
弁護士	4
友人・知人・家族・本人	455
ISS 本支部・コレスポンデント	11
その他	2
合 計	899

役員（2011年3月現在）

理事長 岩井 敏
副理事長 大槻弥栄子
常務理事 大森邦子

理事 梅田勝利 佐藤皓一 鳥居淳子 前田武昭 松本哲郎 森裕次
吉永通憲

監事 高尾幸治 林滋

評議員 アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 梅田勝利 海沼美智子
神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 佐藤皓一 園田天光光
滝永敏之 遠山明良 鳥居淳子 長島幸男 前田武昭 松本哲郎
御手洗美智子 森裕次 吉永しのぶ 吉永通憲

顧問 大谷リツ子 右谷亮次 原澤政純

ソーシャルワーカー、ケースエイド（2011年3月現在）

大森邦子 相富陽子 石川美絵子 伊部亜理子 榎本まり 江部由里
大場亜衣 小笠原健樹 重藤裕子 知本哲郎 中村綾 成毛彩 日原智秋
南野奈津子 今田ナタモン グロリア T. モスクエダ

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 西村ビル 601号

T E L (03) 3760-3471 (代)

F A X (03) 3760-3474

I P T E L (050) 5527-0968

E-Mail issj@issj.org

U R L <http://www.issj.org>

平成23年度 児童福祉週間

「おいでおいでみんなで一緒に遊ぼうよ」

厚生労働省

支援のお願い

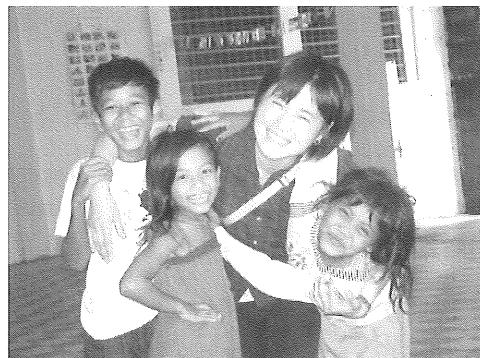
私たちは「子どもの最善の幸せ」を願って活動している社会福祉法人です。
皆様の温かいご支援をお待ちしております。
皆様のご寄付・ご支援は、活動資金として大切に活用させていただきます。

こんな時にご寄付を・・・

- お誕生日、結婚記念日
- 子どもや孫が生まれた時
- 幸せなニュースに接した時
- その他、故人の遺志を尊重して

ISSJへのご寄付は、寄付金控除等の税の優遇措置の対象となります。

皆様のご寄付、ご支援で多くの子どもたちの笑顔が広がりました！



振込先：三菱東京UFJ銀行中目黒支店 普通0397932

郵便振替 00190-7-64911

加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

団体・法人会費 年／1口 120,000円

団体・法人賛助会費 年／1口 50,000円

個人・グループ会費 年／1口 5,000円 (何口でも可)

その他金額の多少にかかわらず、切手、テレホンカード等ご支援を受け付けております